

会議名称	平成25年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成26年2月27日(木) 14時00分から15時30分まで	
場所	杉並区役所 分庁舎 4階会議室	
出席者	委員	石川委員、井上委員、猪鼻委員、柴田委員、西山委員、三田委員、光森委員、望月委員、山崎委員、横山委員、今井委員、新城委員、原田委員、山本委員、江藤委員、北島委員、長谷川委員、茶谷委員
	実施機関	安藤区民課長、内藤産業振興センター次長、武井障害者施策課長、伊藤防災まちづくり担当課長、田部井臨時給付金担当課長、原田子育て支援課長
	事務局	関谷情報・法務担当部長、片山情報システム課長、齊藤政策法務担当課長、本橋情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 資料1 平成25年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録 資料2 平成25年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> 会議次第 委員名簿 (平成26年2月27日) 総務省発行 コンビニエンスストア等での証明書交付に関するパンフレット

【会議内容】

- 平成25年度第4回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第29号	住民基本台帳に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第30号	印鑑登録証明に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第31号	区税証明に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第32号	住民基本台帳に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第33号	印鑑登録証明に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第34号	区税証明に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第35号	証明書コンビニ交付システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第36号	商工相談に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第37号	SOHO 施設の開設及び運営に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第38号	産業融資資金に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第39号	倒産関連企業認定に関する業務の外部委託について(新規)	決定
報告第22号	障害者自立支援給付に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第40号	障害者自立支援制度システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定

(裏面に続く)

報告第 23 号	不燃化促進事業に関する業務の登録について(変更)	報告了承
諮問第 41 号	不燃化促進事業に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第 42 号	不燃化助成システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
報告第 24 号	臨時福祉給付金等支給に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第 43 号	臨時福祉給付金等支給に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第 44 号	臨時福祉給付金等支給に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第 45 号	臨時福祉給付金等データ管理(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
報告第 25 号	平成26年度 中央電算処理年間運営計画について(概要)	報告了承

会長	皆様おそろいですので、開催させていただきます。本日は御多忙の中、また天気の悪いところ、御出席いただきありがとうございます。ただいまより平成25年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催します。初めに委員の変更がありましたので、事務局から御紹介をお願いします。
情報・法務担当部長	情報・法務担当部長の関谷です。本日は、足元が大変悪い中、御出席いただきありがとうございます。ただいま会長からお話がありましたように、委員の変更がありました。濱田洋太郎委員が退任されまして、杉並区社会福祉協議会の御推薦により、新たに三田利春委員が就任されますので、よろしくをお願いします。
委員	よろしくをお願いします。
情報・法務担当部長	委嘱状は席上に配布させていただきました。よろしくをお願いします。また、新しい委員名簿を皆様の席上にお配りしておりますので、御確認いただければと思います。以上です。
会長	次に、本日御都合により欠席される委員の方について、事務局からお知らせをお願いします。
情報・法務担当部長	本日の会議につきまして、区議会開会中ということで、奥山委員、河津委員が委員会等の対応があり、御欠席と連絡を頂いております。
会長	それでは議題に入ります。本日の審議の進め方は、次第のとおり前回の会議録の確定をしてから、報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。前回の会議録について、事務局から何かありますか。
情報政策課長	特にありません。
会長	委員の皆様はいかがですか。特にないようですので、前回の会議録は確定させていただきます。ありがとうございました。 次に、報告・諮問事項の審議に入ります。情報・法務担当部長から諮問文を読み上げていただきたいと思います。
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
	(諮問文の手交)
会長	諮問文を受け取りました。報告・諮問事項の審議に入ります。初めに諮問第29号から諮問第39号までをまとめて御審議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。
	諮問第29号、諮問第30号、諮問第31号、 諮問第32号、諮問第33号、諮問第34号、諮問第35号 諮問第36号、諮問第37号、諮問第38号、諮問第39号
情報政策課長	諮問第29号、諮問第30号、諮問第31号、諮問第32号、諮問第33号、 諮問第34号、諮問第35号について説明する。 諮問第36号、諮問第37号、諮問第38号、諮問第39号について説明する。
会長	大変範囲が広いですが、一括して御審議いただきたいと思います。まず、御質問のみ頂戴して、その後、諮問案件について御意見がありましたら頂戴

	<p>する形で進めさせていただきますので、御協力のほどお願いいたします。それでは御質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>1 ページのコンビニ交付の件について、これまで 23 区では渋谷区、葛飾区、荒川区、中野区、足立区で導入済みということで、私の知り合いも渋谷区にいて、非常に便利になったということを知っています。これまでセキュリティに関する事件や問題はあったのですか。</p>
区民課長	<p>セキュリティに関する事故があったかとお尋ねですが、現在、そういう事例は聞いておりません。事故はないと認識しております。</p>
委員	<p>区内のコンビニの数は、どれぐらいあるのですか。</p>
区民課長	<p>今回、対象になるコンビニエンスストアは大手 4 社で、数は約 170 あります。</p>
委員	<p>コンビニが、区内一様に分布していないと思いますが、いかがですか。</p>
区民課長	<p>コンビニエンスストアは、人が多くいる所に点在しています。基本的に駅前や、人通りの多い所にあると認識しておりますので、完全に均等には分布していないと思います。</p>
委員	<p>現在、証明発行の機械が、様々な所に置いてあると思います。確か 23 か所、24 台が区内に分散して設置されており、身近な所にあるわけです。磁気カードは 30 万枚発行されていますので、既に 23 か所、24 台を使って、30 万枚のカードを持っている人が、そこで住民票を取ることができるわけです。</p> <p>これに対して、今度はコンビニ 170 か所でできる、ということで、このコンビニの端末機を使うのに、今度は住基カードを使うということです。住基カードは、現在何万枚発行されているのですか。今、30 万枚発行されている磁気カードを使って、自動交付機で証明発行ができるわけですが、住基カードは何万枚発行されているのか教えてください。</p>
区民課長	<p>3 万 5,000 枚程度と認識しております。</p>
委員	<p>今使っている住税カード（住民税・税証明カード）と自動交付機は、コンビニの多機能端末機と、同時並行で使われるのかどうか教えてください。</p>
区民課長	<p>コンビニ交付を導入して、すぐに自動交付機をやめるということではありません。自動交付機は、平成 28 年 12 月まで稼働することにしております。その後は、コンビニ交付一本に絞っていく予定で、今考えております。</p>
委員	<p>平成 28 年度というと、今から 2 年後ですね。30 万枚のカードを保持している人がいて、その人たちは 2 年後にはそのカードは使えなくなって、自動交付機も使えなくなるということですね。そして今現在、3 万 5,000 枚ほどしか保持している人がいない住基カードを使って、170 のコンビニで使えると。使える場所が増えるのはいいのですが、そもそも住基カードを持っている人が、なかなか増えないという現状がありますが、このことはどう考えているのですか。</p>
区民課長	<p>約 3 万 5,000 枚ということで、住基カードの普及率が自動交付機のカードに比べたら、今のところ低いというところはあります。ただ、今後、住基カ</p>

	<p>一ドの普及率向上に向け、手数料、発行手数料無料化や、キャンペーンを行い、また、平成 28 年 1 月に個人番号カードの導入も見込まれております。そういった多様なカードの普及が見込まれる中で、やはり、そういったものも出てくるのではないかと思います。また、コンビニ交付は杉並区内だけではなく、全国約 4 万 2,000 店で利用できます。東京都内、近隣の市町村でも使えます。時間帯も、自動交付機はそれぞれの施設の稼働時間帯に限られています。それが午前 6 時半から午後 11 時までということで、サービス提供時間が拡大することで、利便性が向上するものと考えております。</p>
委員	<p>まず、住基カードが広がっていない状況は、周知が遅れているというのがあります。「個人番号制度」、今まで言われてきたのは「国民総背番号制」ということで、危険性が指摘されてきたわけです。</p> <p>住基カードの利便性が向上するというのは、つまり、住基カードの中に、ありとあらゆる情報をどんどん載せていくということです。便利になるかもしれませんが、住基カード 1 枚に、その人の病歴だったり、逮捕歴だったり、そういうものが全部載ってしまうのが、総背番号制の恐ろしさと指摘されています。便利になっていくというのと、その人のプライバシーがどんどんそこに集約されていく。それで国民全員が一覧になってしまうというリスクもあって、住基カードがなかなか広がっていかない状況があると、認識しています。</p> <p>2 年後に、30 万枚の磁気カードと自動交付機をなくしてしまうのは、余りにも時期尚早ではないのかという気がしますが、いかがでしょうか。</p>
区民課長	<p>30 万枚というのは、延べの発行数です。実際に持っている方も年に 1 度使うかわからない方が 8 割、9 割です。また、個人番号カード、マイナンバーカードについては、国もかなり力を入れて普及、啓発活動を行うと認識しています。約 2 年間の経過措置を設けることで、自動交付機のカードから、今回の住基カード、若しくは個人番号カードへの移行は十分可能だと考えております。</p>
委員	<p>この制度そのものに対する質疑で、情報公開・個人情報保護審議会の内容とは少しずれますので最後にしておきます。奇しくも、今区民課長がおっしゃったように、年に 1 回か 2 回、あるかないかの利便性のために、あえてリスクを伴うことに突き進んでいいのかどうかというのは、少し問われるところだろうなと思っています。</p> <p>本題である、プライバシー情報の保護についてです。コンビニの端末でまず住基カードを使いますが、LASDEC（財団法人地方自治情報センター）の機械と専用回線をつなげ、更に専用回線の LGWAN を使って杉並区と接続するということです。専用回線であれば、問題は相当小さいと思いますが、そもそもコンビニの端末と、LASDEC との間の専用回線というのは、あり得ないのではないのですか。そこを教えてください。</p>
情報システム課	<p>それぞれの所は、専用回線となっております。専用回線については、不特定多数の方が利用される、インターネット回線ではありません。専用の回線</p>

	ですので安全です。
委員	「コンビニの事業者等」という大きな枠組みで言えば、LASDEC とコンビニ事業者等は、専用回線で結ばれるということは確認しました。しかしながら 8 ページを見ますと、「コンビニ事業者等」というはこの図で言うと、必ずしもコンビニの端末のことを言っていない。コンビニの端末機は、まずコンビニ事業者の中の中継システムと結ばれています。この中継システムは、全国のコンビニの端末とはつながっているはず。この中継システムと LASDEC は、専用回線で結ばれているとこの図では書いてあるのです。しかし、この中継システムから端末機は専用回線ではない。むしろ、事業者の回線であるということは確認できるのです。今配られた総務省の資料の「コンビニエンスストア等における証明書交付のシステム構成イメージ」を見てみますと、これは少し虚偽があります。「店舗」と書かれた所に、「専用回線」と結ばれているのです。我々が今手にしている資料とは、違っています。店舗と LASDEC を、専用回線で結ぶなんていうことを全国でやったら、これは膨大なインフラが必要になり、まず不可能で、あり得ない。やはり、コンビニ事業者等と大きく枠を括っていますが、8 ページにあるように中継システムとの専用回線があるだけではないですか。
情報システム課	8 ページの図には専用回線とは書いてないのですが、中継システムと店舗を結ぶ線についても専用回線です。
委員	中継システムと店舗を、新たな専用回線で結んだということですか。事業者等の中の専用回線、という意味ではないということですか。
情報システム課	中継システムと店舗を結ぶ回線は、専用回線です。
委員	もう一度聞きたいのですが、それは今回コンビニ交付をやるために、新たに店舗と中継システム、LASDEC を物理的に結んだということですか。
会長	LASDEC と店舗の多機能端末と、直接結ぶかという御質問ですか。
委員	LASDEC と中継システムとの専用回線を、物理的に結んだというのは分かりました。しかしコンビニ交付のために、新たに中継システムと店舗を物理的に結んだのか、ということを知りたいのです。
情報システム課	もともと、専用回線が引かれております。
委員	店舗内では、いろいろな情報のやり取りをしているのですから、もともと結ばれているのは間違いありませんね。つまり、チケットの販売などでその回線を使う、ということですね。
会長	従来の専用回線を使う、という説明でした。そういうことを前提に、御質問されているのですね。
情報システム課	回線は、コンビニ交付専用に確保したものです。
委員	そうですか。これはすごく大事な所なので、こだわるところで恐縮ですが、このコンビニ交付を開始するに当たって、新たに回線を敷き直したということによろしいのです。新たに、このコンビニ交付の事業を開始するに当たって、その専用回線をコンビニの 1 店舗 1 店舗と、中継システムで結んだと

	ということですね。
区民課長	コンビニでの証明書交付は全国でやっておりますので、既にコンビニの専用回線は敷かれています。今回契約することによって、専用回線を杉並区の証明交付に使うということで、飽くまでもチケットサービスなどとは違う線が敷かれているということです。既に 78 の自治体がコンビニ交付をやっており、杉並区が初めてではないので、インフラは既に出来ているということです。
委員	分かりました。
委員	今区役所等で、自動交付機での証明発行をしています。今度新たにコンビニでやろうということで、具体的な費用対効果はどうですか。現在、区役所でやっているコストと、コンビニでやったときのコストと、どちらがどういうふうになっているのか。具体的な費用対効果を教えてください。
区民課長	自動交付機とコンビニ交付の費用について、自動交付機は、年間約 8,000 万円超の維持管理費がかかっております。
委員	これが前者のほうですね。
区民課長	はい。今、自動交付機全体で 24 台、約 8,000 万円のコストがかかっております。一方コンビニ交付について、初年度導入時は、システム改修に約 3,000 万円～4,000 万円の費用がかかりますが、ランニングコストは約 2,000 万～5,000 万円の範囲です。最終的にコンビニ交付に移行した場合、現在の自動交付機より低いコストで発行できる、と考えております。
委員	今の御説明によると便利になって、コストのほうは反対に安くなるという理解でよろしいのですね。
区民課長	そのとおりです。
委員	分かりました。
委員	全国のコンビニで交付ができるということですが、この交付に使われる用紙は普通紙ですか。
区民課長	発行する証明書は、普通紙です。
委員	普通紙ということは、それぞれのコンビニの機械に入れている紙を使う、ということですね。
区民課長	そのとおりです。
委員	そして、それに 8 ページにあるとおり、偽造・改ざん防止処理をするわけですね。
区民課長	そのとおりです。
委員	偽造・改ざん防止処理のデータというのは、どこに蓄積されるのですか。
区民課長	発行する証明書のデータは、PDF ファイルで送られてきて、蓄積することはありません。発行したら残らずに消えてしまうものですので、どこかに溜まるという性格のものではありません。
委員	ありがとうございます。それと、もう 1 つ、パンフレットに「コンビニエンスストア等で取得できる証明書のイメージ」というのがありますが、これ

	と同じものが出てくるわけですね。そうすると、PDF ファイルでおもて面の線の中の文字が個人のデータで、それ以外は共通ということですか。
区民課長	おもて面が証明書ですので、その証明書に証明内容が書いてあり、それ以外の所は同一というか、それぞれ区長の名前が入っていますので変わるものではありません。
委員	そうすると、この黒い線で引いてある中のそれぞれ文字が入っている所を、改ざんしようとすればできるということですか。
区民課長	改ざん防止の対策については、実はこの裏面にスクランブル画像というのがあり、そのスクランブル画像をパソコンで問合せすると、おもて面の中身が見えるようになっていきます。その結果、裏と表を照合することで、偽造があるのかないのかということが分かる、という仕組みになっております。
委員	了解しました。ありがとうございました。
委員	非常に単純なことですが、コンビニエンスストアで交付ができるようになって、経費が何年かすると安くなっていくわけですが、単純に発行に伴う費用というのは、今のそれぞれの費用と違うのですか。それとも、今までの費用と同じにかかるのですか。
区民課長	今までの費用というのは、自動交付機で1枚約260円かかっていますが、それよりも最終的に安く200円前後になるという計算です。
委員	皆様のやり取りを伺った上で、その上で教えていただきたいのですが、先ほど他の委員から、中継システムと店舗をつなぐ回線は専用回線であり、一般のネットワークとはつながらないということでした。キオスク端末については、私たちは通常旅行の引換券の発券や、あるいは旅行に出掛けるときにいろいろ注文をしたりするのですが、その回線とは全く別の回線として、今回の税証明や、印鑑登録証明書の発行の回線が作られるということなのか、もう一度確認をさせていただきたいのですが、どうでしょうか。
区民課長	そのとおりです。
委員	分かりました。ただ、膨大な個人情報ですので、非常に気になるところでもあります。コンビニ交付は、住基カードを持っていることが前提となるわけですね。杉並区はいろいろと経緯があって、住基カードを持たない人もいる状況です。まだ、現在3万6,000弱の発行件数ということもあり、どれだけの人たちが利益を受けるのかということでは、大変疑問もあるところです。この制度そのものは、大分前から始まっていたと思うのですが、杉並区がコンビニ交付を実施するに至った経緯や、様々なリスクの検証などもあったと思うのですが、それらについて教えてください。
区民課長	コンビニ交付を実施する経緯については、やはり、利便性が大きく高まる場所があります。また自動交付機とのコストを考えまして、そういった利便性とコストの相乗効果、また個人番号カードの発行も近々始まりますので、それと併せてやるというのは、システム上も非常に複雑になり、少しでも早く利便性を向上させようということで、今回から始めるということでした。

委員	<p>利便性というのは、まだまだ交付機に頼っている人たち、多分世代間の違いもあると思うのですが、やはり御高齢の方にとっては、これが果たして本当に益になるのだろうか、という疑問もあります。いみじくも、今おっしゃったように、マイナンバー制度が始まるということを受けて、混乱が生じないようにというのは、区の意向だと感じてはいるのですが、私も本当に時期尚早かなと感じます。他の自治体では、事故もないというお話もありましたが、これをやって良かったという別の意味で、自治体の声とか、他の意見がありましたらお示しいただきたいと思います。</p>
区民課長	<p>これをやって良かったという声については、具体的な利用者の声として、会社勤めのため、これまで役所の営業時間に行くことが不可能だったが、帰宅途中でも立ち寄れるコンビニで、住民票が取れるのは本当に便利と感じたとか、窓口だと非常に時間がかかるが、コンビニであれば 30 秒でできるとか、時間帯や場所にとらわれずに発行できるというのは、非常に便利になったという声を聞いています。</p>
委員	<p>セキュリティ対策として、事業者に対してセキュリティのことが言われています。コンビニというのは、アルバイトを含めてたくさんの人たちが代わるということで、大変、人の出入りの激しい所でもあります。セキュリティをどうやって守っていくのかという点での区の認識と伺いますか、その辺はどのようにされるおつもりか教えてください。</p>
区民課長	<p>コンビニ事業者についても、個人情報保護の徹底を図ることは必要となり、個人情報の管理責任者を選任し、実際の従事者についても個人情報の管理についての教育訓練を行っております。交付事務に関する不正行為にも、就業規則による決まりがあります。そういった中でコンビニ店員にも、個人情報の適正管理を徹底しているという認識です。</p>
会長	<p>ほかにありますか。</p>
委員	<p>基本的なことを、もう一度お聞きします。証明書等の発行については、今後、コンビニでしか受け取れないということでは、決してないと。従来どおり、区の窓口に来て、お年寄りの方が申請をして証明書を取るという、従来のことはできるわけですね。</p>
区民課長	<p>当然窓口での発行も、引き続き行うようにしております。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>ほかにありますか。</p>
委員	<p>手数料のことをまだ聞いていないのですが、今まで、区の出張所へ行きますと例えば 200 円とかになります、その数字がここではっきり出ていないのですが、その辺を具体的にお伺いします。もう 1 点は、コンビニ等の場合、手数料の支払いは現金のみなのか、カードは使えるのかどうかお伺いします。</p>
区民課長	<p>証明書発行に、幾らかかるかということについては、今やっている自動交付機と同額の 200 円です。お金の払い方はコインを入れる形ですので、現金のみと聞いております。Nanaco (ナナコ) カードは使えるということです。</p>

	基本的に現金、若しくは現金に類するものです。
委員	ありがとうございました。
委員	先ほどの、専用回線の話は確認しました。最後に、2 ページの「セキュリティ対策」に、「なお、LASDEC はコンビニ事業者に対し、必要となる個人情報保護や、セキュリティ規定を遵守させている」という一文があります。更に上のほうには、「ネットワーク接続部分にはファイアウォールを設置し、侵入防御対策を行う」と書いてあります。つまり、この記述から考えると、端末は、やはりネットと触れる場所がある。幾ら専用回線といっても、触れる場所があって、そこにはファイアウォールを設置するということです。更にコンビニ事業者に対して必要となる個人情報保護、セキュリティ規定を遵守させるということは、コンビニ事業者の、そこに携わる誰がしかの行為によっては、セキュリティ上、重大な結果をもたらすこともあり得るがゆえに、こういう記述があると思うのですが、その点は確認しておきたいと思えます。
区民課長	事業所に秘密を守らせるということですが、それは非常に重大な侵害があるからということではなく、やはり、個人情報を扱う端末を置くということからです。その端末について物理的に何かやっちはいけないとか、もし忘れ物があったらどうするのかとか、そういった形で個人情報というのは守っていかなければいけないので、そういう規定を付けて契約して縛りかけるといことです。
委員	「ネットワーク接続部分にはファイアウォールを設置し」という部分については、やはり、このシステムがネットワークに触れる場所があるということではないですか。「専用回線」と聞いていると、全くネットと触れることはないかのように見えるのですが、結局、ファイアウォールを設置するところからは、触れる場所はあると。
区民課長	ファイアウォールがあるということは、インターネットにつながっているということではありません。ファイアウォールがありますが、インターネット等への接触があるということ、いわゆる不特定多数の使える範囲でインターネットに接触があるということではなくて、システムのセキュリティの基本としてファイアウォールを置いてあるということです。
委員	分かりました。
会長	ほかにありますか。ないようですね。時間も来ておりますので、御質問を打ち切らせていただきます。SOHO についての御質問はありませんでしたが、それはよろしいですか。今の諮問等について御意見がありましたら、どうぞお願いします。
委員	まず、コンビニ交付の諮問については、本諮問は住基ネットやマイナンバー制度の創設と深く関わる諮問であります。利便性の向上という点だけでは賛同できない内容を含んでおり、私は反対ということにしたいと思えます。なお、危惧されていたコンビニの端末機のセキュリティについては、専用回

	<p>線をしっかりとし、ファイアウォールについても厳しくしているということで、そこについてはくれぐれも、注意喚起をよりしていただきたいと思えます。この点についての反対の立論は、しないということにしたいと思えます。</p> <p>SOHOについては、事前の聴き取りを行ったところ、現在、6人の商工相談員がローテーションを組んでやっております。この人たちが専門非常勤職員ということで、相談に来る方々、区民への対応がなかなか柔軟にできない部分もあったとのことで、委託という形にはなっておりますが、これまで商工相談をやってこられた技術を有する方々がやってくれるということで、賛成としたいと思えます。</p>
会長	ほかに御意見はありますか。
委員	<p>諮問第29号から第35号のコンビニ交付について、私もこれまで住基ネット接続やマイナンバーに対しては、大変危惧を抱いています。他の委員からも指摘がありましたが、やはり、住基カードの発行の促進や、あるいはマイナンバーが始まった中で、これを早くに推進できるような状況になるということで、個人情報外部とどんどん接続されていくということについて、大変危惧を抱いています。その点で、私は今回の諮問については反対とさせていただきます。</p>
会長	ほかによろしいですか。ありがとうございました。本件については、今御意見がありましたように、お二人の方が反対ということですが、ほかの方から御意見はありませんでしたので、本件については、諮問どおり承認することにしますが、いかがですか。
	(異議なし)
会長	<p>御異議がなければそのようにさせていただきます。なお、複数の委員からセキュリティについて特に心配しているという意見がありましたので、実施に当たっては特段の留意をしていただくように事務局をお願いしておきたいと思えます。それでは、報告第22号から報告第24号、諮問第40号から諮問第45号まで一括して御審議をいただこうと思えます。事務局から御説明をお願いします。</p>
<p>報告第22号、諮問第40号 報告第23号、諮問第41号、諮問第42号 報告第24号、諮問第43号、諮問第44号、諮問第45号</p>	
情報政策課長	<p>報告第22号、諮問第40号について説明する。 報告第23号、諮問第41号、諮問第42号について説明する。 報告第24号、諮問第43号、諮問第44号、諮問第45号について説明する。</p>
会長	それでは、御質問がございましたら、お願いします。
委員	<p>14ページの「障害者自立支援給付に関する業務」の内容なのですが、「障害程度区分」を「障害支援区分」に変更する、とありますが、これは新たに区分認定を受ける必要があるのでしょうか。それから、「てんかんの頻度」と「行動援護の点数」の2項目については、自動計算が行えるようにシステム</p>

	を改修する、とありますが、その具体的な点数とはどのように出すものなのでしょうか。御説明をお願いします。
障害者施策課長	<p>「障害支援区分」は、4月1日以降に程度区分の更新を迎える方が、順次障害支援区分に変わります。更新の時期が来ない方は、程度区分がそのまま更新の時期まで続くという形になります。</p> <p>それから、「てんかんの頻度」と「行動援護の点数」のところですが、これまでは、ここの部分は入力項目になっていなかったものですから、目で見ても判断していましたが、「障害支援区分」に変わるに当たって、今までと調査項目なども変わり、行動援護の点数も調査の中から入力して、実際に点数を出すことができるようになるというものです。</p>
委員	17ページの「不燃化促進事業に関する業務」についてですが、この業務は区の職員でできないのでしょうか。対象地域内建物が2,340棟ということですが、扱う情報はプライバシー性もそれなりに高いですし、個人と相對するわけです。こういう現状を職員自身が知って、これからの行政の施策に反映させるという点でも、昔なら職員でやっていた仕事ですので、これが今は区の職員では本当にできなくなっているのか、その辺をお答えください。
防災まちづくり担当課長	この2千何百軒全戸を回って、今回の不燃化特区の事業を説明するわけですが、不燃化特区という東京都の補助事業の中で、委託などをしながらやっていきなさい、という補助の項目があります。それから、区もマンパワーの限界もありまして、なかなか全部を職員が回るとするのは、現実的にできないというところです。
委員	分かりました。一般的に、区民の皆さんからすると、職員削減というのは行政の努力と見えるのですが、こういう場面で行政に支障が出てきます。本当は区民と相對して、どういう現状が区にあるのか、それから悩みなどを聞いて、それを施策に生かすというのが職員の仕事なのですが、それがマンパワー的に足りないところまで減らされてしまっていると。現状はやむを得ないのだなというのは、よく分かりました。どんな業者に頼んでいくのか、教えてください。
防災まちづくり担当課長	これはまちづくり関係の、コンサルタント会社を予定しています。
委員	まちづくりコンサルタント会社、と言うと分かりにくいですが、経験はあるのですか。この事業は、いきなり出てきたもので、短期の仕事になるのです。日々どういう仕事を、やっていらっしゃる方々なのか。短期間の仕事ですので職員で賄うのか、それともアルバイトのような人を頼むのか。専門的なことを聞いていくので、それなりに知識のある人でないと雇えないと思うのですが、その辺を教えてください。
防災まちづくり担当課長	まちづくりのコンサルタント会社というのは、通常は、都市計画や、日本各地の自治体などで、まちづくりのいろいろな計画を立てる、コンサルタント業務を請け負っている事業者です。そういったところが中心になります。

	<p>その会社の職員がどういった構成になっているかは、それぞれの会社の事情がありますので、把握はしていません。来年度の事業ですので委託事業者を来年度募集する予定ですが、その委託契約書の中で、ある一定の技術を持つ職員を用意するように、といった契約書を作成する予定でいます。</p>
委員	<p>分かりました。技術というところもさることながら、プライバシー性というものに、かなり深く関わる人になりますので、その点も契約の際にはしっかりとやってもらいたいと思います。これは意見になってしまうので、あとでまた言います。</p> <p>それから、臨時福祉給付金事業についてです。消費税が上がるからといって、政治のほうで1万円配るというだけで、これだけの複雑な作業ができ、区には担当課まで作らなければいけないということで、はっきり言って、迷惑な話だと言いたくなる場所なのですが。さらに、23ページを見ると、これはプライバシーレベルというところでは、かなり重要な内容が並んでいるわけです。「心身等の情報」では、いろいろな障害の状況というのがありますし、「生活状況等の情報」というところでは、DV保護の状況というのがある。実際にこれに当たる職員は、この障害の状況やDVの状況まで見ることになるのでしょうか。</p>
臨時給付金担当課長	<p>「身体障害の状況」と「精神障害の状況」、それから「日常生活動作の状況」は、本事務に関係しないので、今回は使用しません。「DV保護の状況」については、DV被害を受けている方が、適切に給付を受ける必要があります。これは委託ではなくて、区の職員が把握しておく情報ということで、登録しています。</p>
委員	<p>作業自体は、極めて単純な作業になると思うのです。特に専門性があるわけではないので、かえって、アルバイトのような方が時給で雇われる可能性があります。ところが、その人たちが目にするのは、その家庭の収入やDVの有無など、極めてプライバシー性の高いものです。これは、賃金で人を雇えなどと言えない分野だと思うのですが、これは、区の職員ではできない仕事なのですか。単純作業で、人手と時間があればできる仕事です。ものすごくプライバシー性が高い。区の職員ではできないのですか。</p>
臨時給付金担当課長	<p>この事業は、3か月から6か月の間に完了せよと、国が決めています。そして、記載のとおり、10万人を超える給付対象者の方々のデータを処理することになります。そうしますと、区の職員が総出でパンチをする、というレベルのものではありません。今は最新鋭の機械が業者のほうにあり、申請されたものをそのままデータ化できる技術があるので、そういったものも活用すれば、効率的・正確に事務ができて、スムーズな給付につながるができる。そういったメリットを期待しての、委託ということです。</p>
委員	<p>先ほどから、昔なら区の職員でやっていたようなものも、外注しなければいけないものが、本当に多くなってきているのです。そういう機械があるのなら、こういう機会に、この政治の状況だと何年かに1回はこのような給付があるような気がするのですが、そういうものを購入して職員でやっていく</p>

	というわけにはいかないのですか。
臨時給付金担当 課長	技術は日進月歩なので、一旦高いものを買って、ずっと区に置いておくということが本当に効率的かどうか、ということだと思います。2年、3年たって技術が進歩していれば、そこで民間の技術を發揮していただいたほうが、より良い、質の高い事務ができると考えています。
会長	ほかに御質問ございますか。
委員	17 ページの諮問第 41 号、諮問第 42 号ですが、今回 2,340 棟の建物を対象にして外部委託で訪問するとのことですが、委託された事業者の職員といたしますか、訪問する人たちというのは、何を持って、どういう形で訪問するのか、その点を教えてください。
防災まちづくり 担当課長	来年度から始まる不燃化特区の制度では、建替え等をするときに助成金が出たりします。そういった制度を使っていただくように、まず制度の説明をします。それと同時に、例えば共同建替えをしていただくとか、道路を通り抜けにさせていただくとか、あるいは、土地を売ってもいいという話も出てくるかもしれませんが、そういった意向を聞いて回っていただきます。もし地域のまちづくりにつながるような意向を、お持ちの方がいらっしゃれば、それをこの地域のまちづくりにつなげていく、そういった役割を担っていただくものです。
委員	ありがとうございます。事業の説明や書類というのは理解できましたが、2,340 棟分の建物の所有者が誰で、この地域のどこにいる人が誰で、ということが分かるような個人情報のデータを持って、指定されたお宅へ訪問するのか、ということをお聞きしているのです。説明を聞いていて、非常に専門性の高い内容だということは分かりますが、私が何を一番不安に思っているかというと、生のデータを外に持ち歩くことで、無くすというリスクもある、ということです。最近紛失の問題なども出てくるのですが、その辺で、この事業がどのように展開されていくのか。聞いていて余り分からなかったので、その辺りを教えていただければと思って、伺っています。
防災まちづくり 担当課長	土地や建物の所有者のデータは、登記所に登記されています。まず、委託業者がそのデータを調べて、集めます。集めたデータを基に、例えば、今日はこの地区からこの地区を回るということで、回っていただきます。当然、聴き取った中には、「私の家は新しいから全然関係ないですよ」、という家もあると思うのですが、中には、「私は建て替えたい」という個人データが集まってくると思います。そういうデータについては、委託契約書の中で、個人情報の厳密な管理といった部分について明確にして、厳密な個人情報の管理をしていただくように取り扱う、ということにしたいと思います。
委員	分かりました。登記の中身の非常に重要なデータも含めて持っていかれるということですので、その点では、今防災まちづくり担当課長がおっしゃったような対策を、是非とっていただきたいと思います。最後に、21 ページの「臨時福祉給付金等支給に関する業務」の件ですが、先ほどのやり取りを聞

	<p>いていますと、「DV 保護の状況」については区の職員がやるということで認識をしました。ただ、申請受付、申請書確認、口座データの入力、給付等の手続に係る区民の問合せ対応を、民間の事業者へということなのですね。この事業者が、今私が懸念しているような、DV 関係の情報について見ることにはならないのか、ということも不安です。それはどうなるのかという問題が1点と、区民間問合せ対応というのは、どういう対応を想定されているのか教えてください。</p>
臨時給付金担当課長	<p>まず DV に関する情報ですが、それは一切外に出すことはありませんので、知ることは物理的にないということです。それから、区民間問合せ対応は、一般的な FAQ レベルのものが中心になろうかと思いますが、申請の仕方や制度そのものの説明になります。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
委員	<p>14 ページの諮問第 40 号、「障害者自立支援給付に関する業務」について伺います。先日、重度肢体不自由児のお子さんをお持ちの方のお宅に伺って、いろいろ伺ってきました。これまで障害の程度で判定していた「障害程度区分」を、今後、必要とされる支援の度合いで判定を行う「障害支援区分」に変更するということなのですが、これは、同じ程度の方がいたとしても、支援する御家族や身内の方が高齢だ、とか、支援する方が妊婦さんだとか、そういったことも考慮して、この支援の区分が変更されていくということになるのでしょうか。この辺をもう少し説明していただきたいのですが。</p>
障害者施策課長	<p>今までの「障害程度区分」も、今回変更になる「障害支援区分」も、どちらも、障害者の方が障害福祉サービスを御利用になるときに、どのぐらいサービスが必要か、という目安を表すものという点では同じです。ただ「障害程度区分」は、それを表すためにその方の心身の状況を、総合的に表していた区分です。今回の「障害支援区分」は、その方のサービスの必要の度合いを、表すものということになるわけです。どこが一番違うかといいますと、「障害程度区分」は、もともと障害者自立支援法が制定されたときに導入されたもので、介護保険制度の「要介護度」を参考に作られたものです。身体障害者の場合は比較的きちんと、それが表されるという形にはなっていたのですが、知的障害者や精神障害者の場合は、身体状況からサービスが必要な度合いを判定するというのが難しい部分がありました。コンピューター判定で出したものが適当か、審査会を通して最終的な区分が決定されるのですが、そのときに、コンピューターで出た区分を引き上げている率が、知的障害者や精神障害者の場合は非常に高かったのです。コンピューターの判定の時点で、その方が必要なサービスの度合いがきちんと表せるように改正するというのが、今回の改正の趣旨です。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
委員	<p>報告第 23 号、諮問第 41 号、諮問第 42 号の「不燃化促進事業に関する業務」ですが、先ほどから、阿佐谷南、高円寺南両地区の住宅市街地総合整備事業ということでお話がありました。私も、この地域に車で配達に行くと</p>

	<p>きに、入る道が非常に細く、奥に行ったらもっと細くなって、前に行けなくなってしまふような道が阿佐谷南のほうにありました。そういう所は、現在ある土地で、老朽化している建物を建て替えたい場合、その土地にそのまま建つような形になってしまうと、結局、元の木阿弥のような感じがするのです。17ページの「事務事業の概要」に「戸別訪問による区民への不燃化建替え等の働きかけ」とありますが、このまちをこのようにしていくのだという方向性を持つ事業を、展開するのですか。その辺をもう一度お聞きしたいのですが。</p>
<p>防災まちづくり 担当課長</p>	<p>この地域は、阿佐谷南、高円寺南地区防災まちづくり計画の中で、道路を拡幅したり、公園などを広げていこうという計画があります。今おっしゃった狭い道の拡幅については、この地域に限らず「狭あい道路拡幅事業」といい、建築基準法第42条第2項で定められた道路、4mに満たない道路は、建替えのときに中心から2mずつ下がっていただいて4mにしていくという事業ですが、これは建替えていただかないとなかなか広がりません。今回、この事業で建替えが促進されると、それが狭あい道路の拡幅にもつながってくると思います。直接この事業とは関係ないのですが、建替えに伴って道路が広がると御理解いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに御質問はありますか。ないようですね。それでは、質問は打ち切らせていただきます。御意見がございましたら、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>今の諮問のいずれに対しても同じ意見ですが、本来であれば、こうした調査や給付事業は、区の職員が携わってこそ、区職員の能力の向上になりますし、区民も、調査されたときに区の職員であれば安心します。そういう点で、本来であれば区の職員がやっていくべきであり、そういう体制を整えていくべきだとは思うのですが、先ほどの質疑の中で期間が限られていて、人員体制も限界があるということで、やむを得ないというところで、賛成はします。来年度の契約の中で、技術のある人とともに、プライバシー遵守が可能な職員配置というものに、区としても気を配っていただきたい、ということをお求めたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに御意見ございますか。ないようですね。それでは、先ほど意見を述べられた委員も本質的には賛成の御意見ですので、全員賛成ということで、報告第22号から報告第24号までは報告了承、諮問第40号から報告第45号は承認ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がなければ、そのように取り扱わせていただきます。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは次に、報告第25号に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第25号</p>	
<p>情報システム課長</p>	<p>報告第25号について説明する。</p>

会長	<p>ありがとうございました。御質問はありますか。御質問はないようですね。御意見はいかがでしょうか。ないようですので、報告は了承とさせていただきますと思います。</p> <p>以上で本日予定された報告及び諮問については全て終了しました。それでは、ただいま審議いただいた事項について答申をしてまいりたいと思います。事務局から答申案文をお配りいただきたいと思います。</p>
	(答申案文配布)
会長	<p>この内容でいかがでしょうか。御異議がなければ、これを情報・法務担当部長にお渡しいたしたいと思います。</p>
	(異議なし)
会長	<p>それでは、区長によろしくお願いします。</p>
	(答申文手交)
会長	<p>本日の議題は、皆様方の御協力によりまして、一通り終わりました。事務局から何かございますか。</p>
情報政策課長	<p>本日は御審議ありがとうございました。次回の審議会は、平成 26 年 5 月 27 日(火)にお願いしたいと思います。13 時半からの開始でお願いします。会場は、中棟 6 階の第 4 会議室になります。通知は改めて差し上げますので、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>皆様方から何かございますか。ないようですね。御熱心に討議いただきまして、大変ありがとうございました。第 5 回情報公開・個人情報保護審議会は以上で終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>